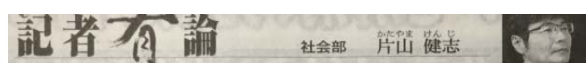


ともに学ぶ理念



標題は朝日新聞 8 月 24 日朝刊「記者有論」。片山健志記者が「学校現場 逆行してないか」と問いかける。問題意識とともに、同感するところが多いので紹介したい。

障害のある子とない子がともに学ぶ。国が掲げた理念に対し、学校現場の実態は逆行しているのではないか。知的障害や発達障害で特別支援教育を受ける子どもの増加を取材し、そんな思いを強くしている。

重い障害がある子が通う特別支援学校の在籍者は 13 万 8 千人で、10 年で 1.36 倍になった。小中学校に置かれた特別支援学級の在籍者はさらに増加が著しく、10 年で 2 倍の 20 万 1 千人に上る。文部科学省は、通常の学級に比べて手厚い支援が受けられるとの認識が広がったため、と推測する。発達障害の診断が普及したことも関係あるかもしれない。

だが、最大に理由は、学校も教育委員会も障害の有無によって、子どもの学ぶ場を分けることを当然と受け止めていることにあると考える。

もちろん、障害によっては、障害のない子と同じ学級だと十分な支援を受けられず、本人の成長のために支援学校等を望む場合はある。

問題は、通常の学級での学習を望んでいる親や子の意思が、十分尊重されているとは思えないケースが多いことだ。通常の学級を望むと、保護者は往々にして学校や教委から、身の回りのことが 1 人でできることや常時の付き添いを条件とされ、結局、特別支援教育を勧められることが多いという。ある支援学校の元教員は「通常の学級で十分やっていけそうな子が増えた」と打ち明けた。

東京都文京区で 7 月に開かれた、障害のある小中学生の保護者が語り合う会合でも、教員から実際に言われたという言葉に耳を疑った。「学校で一度でも排泄に失敗したら、プールに入れさせられない」「自分一人ですべてできない子には対応できる人手がなく、お考えいただきたい」「通常の学級では、お子さんが何をしたらいいか見通しを持たず、つらそうです」

障害者権利条約には、障害のある子とない子がともに学ぶ「インクルーシブ（包括的な）教育システム」の理念がうたわれている。障害者基本法もこの理念を取り入れ、「可能な限り障害のある子とない子がともに教育を受けられるよう配慮する」とした。かつては一定の重い障害があれば原則、特別支援学校に進んでいたが、13 年からは本人や保護者の意向を最大限尊重して学ぶ場を決めるよう、制度も改正されている。

しかし、現場では障害者の排除としか思えない発言もある。こうした大人のまなざしが子どもに影響しないか心配だ。

同じ学級で過ごすことで、障害のない子は、障害のある子一人ひとりにどんな手助けが必要かを学ぶ機会が得られる。通常の学級の負担は増すだろうが、それは、障害の有無にかかわらず、ともに生きる社会の実現につながるはずだ。学校や教委はその意義を積極的に評価してほしい。

名古屋市瑞穂区の地域の学校に通う林京香さんと知り合ってから、ともに学ぶ「インクルーシブ教育」について考えてきた。京香さんは6年生になり、京都・奈良への修学旅行を楽しみにしている。この6年余りの道のりは困難も多かったが、ともに学ぶことの大切さを痛感する。京香さんのクラスメイトたちが、それを教えてくれる。

片山記者はともに学ぶ理念に学校現場が逆行している最大の理由は、学校も教育委員会も障害の有無によって、子どもの学ぶ場を分けることを当然と受け止めていることだと考える。「分離教育」優先に対する問題の提起だ。そして、ともに学ぶ意義を学校や教委は積極的に評価してほしい、と述べている。

片山記者の発言に同感であるが、学校や教委だけでなく、保護者や地域の人たちにも積極的な評価を求めたい。障害のある子をもつ保護者も、最初から「分離教育」を選択するのではなく、ともに学ぶことの意義をもっと評価できないだろうか。特別支援学級と地域の通常学級とが、子どもだけでなく、保護者を含め「分断」されているような現状にも、目を向けていきたいものだ。

(2017年8月29日)